

第42回ふくい桜まつりメインビジュアルデザイン・印刷物制作業務 仕様書

1 業務名

第42回ふくい桜まつりメインビジュアルデザイン・印刷物制作業務

2 目的

福井市内の桜の魅力を強く訴えかけるビジュアルを制作し、福井市のイメージ及びふくい桜まつりの知名度の向上を図り、「ふくい桜まつり」への県内外からの更なる観光誘客を促進することを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 まつりの概要予定について

開催期間：令和9年3月27日（土）～4月11日（日）

場 所：JR 福井駅から足羽山・足羽川桜並木に至る福井市の「まちなか」

内 容：日本さくら名所100選に選ばれた「足羽川桜並木・足羽山公園」の桜の開花時期に合わせて各種イベントを開催。

- ・足羽川桜並木ライトアップ及び福井駅周辺さくら色ライトアップ
- ・ハピテラス及び福井市観光交流センターを会場としたイベント（予定）
- ・その他関連イベントあり

※概要については第1回実行委員会（10月9日）、詳細な計画は第2回実行委員会（1月頃）にて発表予定であり、実行委員会で事業承認後に確定。

参考：第40回ふくい桜まつり 事業実績（別紙1）

5 業務内容

- （1）ポスター、パンフレット制作全般にわたる企画、デザイン、現地取材、写真撮影、キャッチコピー作成、レイアウト、編集、校正、印刷など必要となる全ての作業を実施すること。
- （2）写真を使用する場合、最新の状況を反映したものを使用すること。実行委員会が所有する写真素材（別紙2 ふくい桜まつり実行委員会素材一覧 参照）の借用、新たに撮影、またはリース・購入等、手配の手段は問わない。ただし、B1サイズ以上に拡大しても対応可能な解像度を確保し、権利関係の確認を行うこと。
- （3）制作物には可能な限り、次の表記を盛り込むこと。

ア タイトル 第42回ふくい桜まつり

イ 期間 令和9年3月27日（土）～4月11日（日）

ウ 主催団体 ふくい桜まつり実行委員会

福井市／0776-20-5346

福井商工会議所／0776-33-8253

6 成果物

(1) ポスター

ア サイズ

B1 サイズ（縦）、B2 サイズ（縦）

イ 印刷

印刷する用紙は B1 サイズ：コート紙 110kg、B2 サイズ：コート紙 110kg

ウ 数量

B1 サイズ：計 20 枚 B2 サイズ：計 400 枚

(2) パンフレット

ア サイズ

A4 判 8 ページ中綴じ冊子

イ 印刷

フルカラー マットコート 110kg

ウ 数量

8,000 部

エ 内容

- ・ まつりの情報を網羅した内容とする。
- ・ 写真やイベントの情報は必要に応じ発注者が提供する。
- ・ 受注者は提供された情報をもとに全体のデザイン、ライティング、リライトを行う。
- ・ 表紙はポスターのデザインを流用し、全体のデザインはポスターのデザインに沿ったものとする。

(3) データ

イラストレータ等加工可能なデータ、PDF データ及び JPEG データ（それぞれ B1 サイズ以上に拡大しても対応可能なデータ）を記憶媒体（DVD 等）に保存し納品すること。

7 委託料の支払方法

委託料は、事業完了後に一括で支払うものとする。

8 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、委託契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」（別紙 3）を遵守すること。これは、委託契約の終了後も同様とする。

9 事業実施における留意事項

- (1) 法令及び規則等を遵守し、誠実に業務を行うこと。

- (2) 発注者の信用を傷つけ、又は発注者の不名誉となるような行為を行わないこと。
- (3) 制作物は、公序良俗に反しない内容とする。
- (4) 業務を通じて、特定の宗教又は政治思想を啓蒙することを企図する行為は行わないこと。
- (5) 本業務により作成する一切の成果物の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (6) 受注者の負担する経費は、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (7) 契約の履行又は不履行により発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届出を行い、承認を得ること。
- (9) その他、この仕様書に定めのない事項については、受注者は発注者と協議のうえ、決定するものとする。